

岐阜県周産期医療協議会設置要綱

(目的)

第1 妊娠、出産から新生児に至るまで一貫した高度専門的な医療や保健を提供し、安心して子どもを産み育てられる環境づくりの推進を図るため、総合的な周産期医療体制のあり方について検討することを目的として、岐阜県周産期医療協議会（以下「協議会」とする）を設置する。

(検討事項)

第2 協議会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 周産期医療体制の整備に関すること
- (2) 周産期保健医療関係者の研修に関すること
- (3) 周産期医療体制整備についての調査に関すること
- (4) その他周産期医療体制の整備に関し必要なこと

(構成員)

第3 協議会は、別表に定める委員で構成する。

- 2 協議会に会長をおき、委員の互選により定める。
- 3 協議会に副会長をおき、委員のうちから会長が指名する。

(任期)

第4 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第5 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6 協議会は、県が、必要に応じて招集する。

- 2 協議会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 県は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 協議会には、個別の対策推進について具体的な協議を行うため、必要に応じワーキンググループを置くことができる。
- 5 ワーキング会議は、県が指名した委員をもって構成する。

(秘密の保持)

第7 協議会及びワーキンググループの構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしはならない。

(事務局)

第8 協議会及びワーキング会議の事務局は、健康福祉部医療整備課に置く。

この要綱は、平成19年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行する

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

岐阜県周産期医療協議会委員名簿

【構成員】

所属等	
岐阜県病院協会	岐阜県病院協会 代表
岐阜県地域周産期母子医療センター	岐阜大学医学部附属病院 産科代表
	岐阜大学医学部附属病院 NICU 代表
岐阜県産婦人科医会	岐阜県産婦人科医会長
周産期医療有識者	二次周産期医療機関 代表
岐阜県医師会	岐阜県医師会 代表
岐阜県小児科医会	岐阜県小児科医会会長
岐阜県総合周産期母子医療センター	岐阜県総合医療センター 産科代表
	岐阜県総合医療センター 新生児科代表
	岐阜県総合医療センター 産科病棟師長
岐阜県地域周産期母子医療センター	大垣市民病院 産科代表
	大垣市民病院 NICU 代表
	岐阜県立多治見病院 産科代表
	岐阜県立多治見病院 NICU 代表
	高山赤十字病院 産科代表
	高山赤十字病院 NICU 代表
岐阜県周産期医療支援病院	岐阜市民病院 代表
岐阜県看護協会	岐阜県看護協会 代表
岐阜県助産師会	岐阜県助産師会 代表
岐阜県消防長会	岐阜県代表消防本部（岐阜市消防本部） 代表
育児等有識者	NPO法人グッドライフサポートセンター 代表
岐阜市保健所	岐阜市保健所長

【オブザーバー】

危機管理部消防課 代表
健康福祉部医療福祉連携推進課 代表
岐阜県保健所長会 代表

(順不同)